

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1				該当なし	

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300650 令和5年6月25日(鳥取県) 令和5年10月27日	電動工具(レンチ、充電式)	(火災) 工場で当該製品から発火する火災が発生した。	当該事業者は、工場で当該製品から発火する火災が発生した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行いました。その後、消防の調査により、事故現場から回収した物品は、当初推定した事業者の製品ではないとされたことから、重大製品事故の報告義務者ではないと判断しました。	
2	A202300871 令和5年12月14日(茨城県) 令和6年1月9日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行いました。その後、消防の調査により、焼損が激しく、事業者の特定には至らない事故とされたことから、重大製品事故の報告義務者ではないと判断しました。	
3	A202400078 令和6年2月19日(愛知県) 令和6年4月23日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	(火災) 事務所で当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生していた。	当該事業者は、事務所で当該製品を充電中、発煙し、周辺を汚損する火災のおそれが生じた旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないため、対象外とした。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A202400082 令和6年4月22日(愛知県) 令和6年4月25日	照明器具	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。	当該事業者は、自宅で当該製品を使用中、発煙し、当該製品を焼損する火災のおそれが生じた旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないため、対象外とした。	
5	A202400240 令和6年6月12日(東京都) 令和6年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 当該製品を充電後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行いました。その後、消防の調査により、焼損が激しく、事業者の特定には至らない事故とされたことから、重大製品事故の報告義務者ではないと判断しました。	